

電気通信事業法の改正及び必要な手続等について

電気通信事故の防止等のため、**電気通信事業法改正案**を提出し、本年の通常国会で成立しました。具体的には、**事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組み**を整備するため、以下の改正を行うものです。**改正法は、一部の規定を除き、公布(本年6月)から1年以内に施行(来春予定)**されます。これにより、いくつかの手続(以下の の届出)が必要となる事業者の方がおられますので、該当する場合には、その準備をお願いいたします。

1. 管理規程の実効性確保

⇒別添資料1(管理規程記載事項案)、資料2(報告様式)もご参照ください。

【現在、管理規程を提出している全事業者】
追加項目等を記載した管理規程を「改正法の施行から1ヶ月以内」に提出。

- 設備の点検・検査方法や事故時の復旧手順など、事業者の特性に応じた設備の運用面に関する取組を作成・届出いただいている「**管理規程**」の記載事項に、**全社的・横断的な「設備管理の方針・体制・方法」等を規定**します。
 - 設備管理の専門化・細分化等が進む中で、従来の「管理規程」では、設備管理が縦割りになる傾向。このため、関連設備間の設定値の誤設定等、**設備全体の不整合性に起因した事故**が多発しています。今回の制度整備で、**全社的・横断的な設備管理を確保**する観点から記載事項を明確化します。(詳細な記載事項については、今後、法の施行に合わせて、省令改正予定。)
- また、管理規程の記載事項として、設備の通信容量に関する基本的考え方を規定し、これに基づく設備の通信容量の確保状況の定期的な報告(半年毎を予定)のための省令改正を予定しています。

2. 経営レベルの「電気通信設備統括管理者」の導入

⇒別添資料3(統括管理者の要件)もご参照ください。

【現在、管理規程を提出している全事業者】
電気通信設備統括管理者を「改正法の施行から1ヶ月以内」に選任し、選任届を提出。

経営陣の事故防止の取組に関する認識の向上や関与の強化を図るため、**経営レベルの設備管理の責任者として、新たに「電気通信設備統括管理者※」を選任していただきます。**これにより、設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、**社内・社外の全体調整を含め、事故防止の方針・体制・方法への経営陣の主体的関与を強化し、「管理規程」等に基づく事故防止の取組の実効性の確保**を図ります。

※ 業務内容：事業用電気通信設備の管理の「方針・体制・方法」に関する業務の統括管理。

選任要件：①事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位(執行役員以上を想定。)にあり、
②電気通信設備の管理に関する一定の実務経験等を有する者。

3. 「電気通信主任技術者」による監督の実効性確保

【電気通信主任技術者を選任している事業者】
選任した電気通信主任技術者は、「選任時から一定期間内」及び
「その後一定期間ごと」に登録講習機関の講習を受講。

①電気通信主任技術者の具体的な職務内容を総務省令で明確化します。

- 電気通信主任技術者の職務は、現行法上、設備の「工事、維持・運用」の監督とのみ規定され、具体的に担うべき職務内容が不明確。
このため、現場の監督機能を強化することを目的に、電気通信主任技術者の職務として、総務省令において職務を規定。
(具体的な職務内容は、今後、法の施行に合わせて、省令改正予定。
省令では、「現場の設備管理計画の立案・改善」「事故発生時の従事者への指揮・命令」「事故収束後の再発防止に向けた計画の策定」等の規定を想定。)

②「講習制度」を導入します。※講習の受講間隔は、今後、総務省令で規定。

電気通信事業者に対し、選任した電気通信主任技術者が、ネットワーク関連技術の変化の中、監督に必要な専門知識を維持・向上できるよう、登録講習機関が行う設備の「工事、維持・運用」の監督に関する講習を受講させることを義務付けます。

③その他、職務遂行上の地位の強化に関する規定(助言尊重義務等)を整備します。

4. 回線非設置事業者への対応等

⇒別添資料4(電気通信設備の概要様式)もご参照ください。

【総務大臣による指定を受けた電気通信事業者※】
指定から1ヶ月以内に「電気通信設備の概要」に係る届出書を提出、3ヶ月以内に「電気通信設備の自己確認届出書」及び「管理規程」を提出、「電気通信設備統括管理者」及び「電気通信主任技術者」を選任・届出。

※ 有料かつ100万人以上の利用者を有する回線非設置事業者を想定

【現在、回線設備を設置している事業者】

事業届出又は事業登録の際に、既に提出している「電気通信設備の概要」において、電気通信事業の用に供する「伝送路設備以外の設備」を追記していただくため、改正法の施行から一定期間内に「電気通信事業変更届出書」を提出。(省令改正予定)

○回線非設置事業者への規律の適用

回線非設置事業者のうち、国民生活に重要な役割を果たすサービス(有料かつ大規模なサービス)を提供する者には、回線設置事業者と同一の規律※1を適用します。(適用対象の事業者は、総務大臣により「指定」。)

- インターネット接続サービス(ISPサービス)など、回線非設置事業者のサービスに係る「重大事故※2」が増加(H24年度47%、3年前の約4倍)していることを受けたものです。

※1 回線設置事業者と同一の規律: 「技術基準」の適合維持義務、「管理規程」の作成・届出義務、「電気通信主任技術者」や「電気通信設備統括管理者」の選任・届出義務

※2 重大事故: 「3万人以上」かつ「2時間以上」の影響があった事故

○回線設置事業者が届け出る「電気通信設備の概要」に関する規定の整備

回線設置事業者について、「伝送路設備以外の設備」を、事業登録又は事業届出の際に提出している「電気通信設備の概要」に記載していただきます。(省令改正予定)

- 回線非設置事業者の設置する「伝送路設備以外の設備」について、電気通信事故の防止における重要性が高まっていることを受け、回線設置事業者の設置する同様の設備についても、事業登録又は事業届出の際にご提出いただくものです。

問い合わせ先

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課
電話: 03-5253-5858 E-mail: kikaku_tyousei@ml.soumu.go.jp

管理規程の記載事項案

資料1

- ★：「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」報告書の提言を踏まえ新たに追加または詳細化する項目
 - ☆：情報通信ネットワーク安全・信頼性基準との整合性の観点から新たに追加または詳細化する項目
- ※各項目の具体的な記載内容については、別途記載要領を作成予定

1. 方針

- ・電気通信役務の確実かつ安定的な提供のための全社的・横断的な設備管理の方針に関する事。
- ・電気通信役務の確実かつ安定的な提供のための関係法令及び管理規程その他の遵守に関する事。★
- ・通信需要や相互接続等を考慮した適切な設備管理の方針に関する事。★
- ・災害を考慮した適切な設備管理の方針に関する事。★
- ・情報セキュリティの確保に関する方針に関する事。

2. 体制

① 各取組を行うに当たっての職務及び社内外の各当事者の有機的な連携体制の確保

- ・経営責任者の職務に関する事。★
 - ・電気通信設備統括管理者の職務に関する事。★
 - ・電気通信主任技術者の職務及び代行に関する事。
 - ・各部門責任者の職務に関する事。
 - ・各従事者の職務に関する事。
 - ・社内の連携体制の確保に関する事。
 - ・社外（相互接続事業者、卸先、委託先及び調達先（製造業者及びベンダー等））との連携及び責任分担に関する事。
- ※委託先からの再委託先等との連携及び責任分担に関する事も含める。

② 横断的に取り組むべき事項

- ・事業用電気通信設備の設計及び工事に関する事。★☆
- ・事業用電気通信設備の維持及び運用に関する事。★☆
- ・情報セキュリティ対策に関する事。☆
- ・ソフトウェアの導入及び更新に関する事。
- ・重要通信の確保、ふくそう対策に関する事。
- ・緊急通報に関する事。
- ・防犯対策に関する事。☆
- ・現状の調査、分析及び改善に関する事。☆
- ・消費者保護観点から利用者に向けた情報提供に関する事。★
- ・ふくそう及び事故発生時の報告、記録及び措置に関する事。★
- ・災害その他非常の場合の報告、記録及び措置に関する事。★
- ・事故発生等に係る原因を特定するための記録に関する事。★
- ・サービスの復旧及び再発防止のための対策に関する事。★

3. 方法

① 平時

- ・電気通信役務の確実かつ安定的な提供に関する基本的な取組に関する事。★
- ・事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関する事。★
- ・事業用電気通信設備の設計及び工事に関する事。★☆
 - (1) 通信量の変動を踏まえた適切な設備量の確保に関する事。★
 - (2) 設備の設定におけるデータの誤設定・誤入力防止及び関連する設備間の設定の整合性に関する事。★☆
 - (3) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関する事。★
 - (4) 設備の冗長構成の確保、予備系への切替動作の確認及び予備系への切替不能時における対応に関する事。★
 - (5) 工事手順書の適切な作成・遵守及び着工前における工事手順書・工事の内容の確認に関する事。★
 - (6) 工事後の試験に関する事。★☆
 - (7) 設備変更の際にとるべき事項に関する事。
 - (8) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関する事。☆
 - (9) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定・実施に関する事。
- ・事業用電気通信設備の維持及び運用に関する事。★☆
 - (1) 設備導入後における設備の不具合発見のための監視項目・監視方法に関する事。★
 - (2) 事故予防を目的とした、設備の監視データの分析に関する事。★
 - (3) 経年劣化による自然故障等を考慮した、予備系への切替動作の確認も含めた、設備の定期的な点検・検査に関する事。★
 - (4) 設備を設置する建築物、空気調和設備の定期的な保全点検に関する事。☆
 - (5) 維持及び運用の委託に関する事。☆
 - (6) 通信の秘密の確保に関する事。
- ・情報セキュリティ対策に関する事。☆
- ・ソフトウェアの信頼性確保に関する事。★
 - (1) 通信需要等を踏まえた、社内関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性確保に関する事。★
 - (2) 商用に近い環境での試験に関する事。★
 - (3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事。
 - (4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関する事。☆

・重要通信の確保、ふくそう対策に関すること。

・緊急通報に関すること。

・防犯対策に関すること。☆

・現状の調査、分析及び改善に関すること。☆

②事故等発生時

・ふくそう、事故及び災害等発生時の報告、記録、措置及び周知に関すること。★

(1) 迅速な原因分析のためのベンダー等との連携に関すること。★

(2) サイレント故障への対処も含む、速やかな故障検知・事故装置の特定に関すること。★

(3) 障害の最小化対策に関すること。

(4) 事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。★

(5) 一次措置が機能しない場合の二次措置（関連部門やベンダーへのエスカレーション等）の速やかな実施に関すること。★

(6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。

(7) サービス復旧のための手順及び取るべき措置に関すること。

・消費者保護観点から利用者に向けた情報提供の方法に関すること。★

(1) 情報提供の時期に関すること。★

(2) 情報提供窓口及びホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。★

(3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。★

(4) 情報提供手段の多様化に関すること。★

(5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。★

③事故収束後

・再発防止のための対策に関すること。★

(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。★

(2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故収束後の情報公開に関すること。★

(3) 事故の第三者検証に関すること。★

(4) 事故報告制度の活用による管理規程の見直しに関すること。★

4. 統括管理者の選任

・電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関すること。★

様式第〇（第 2 条第 4 項関係）

事業用電気通信設備の通信容量の報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業用電気通信設備の種類 _____

事業者名 _____

年度末における

利用者数 _____

電気通信設備の通信容量の確保の状況

<記載内容について>

報告期間（報告は半期毎を予定）内において、「設備の通信容量÷トラヒック量」の値を定期的に測定し、報告期間内における最小値を報告する。

※本報告にあたり測定するトラヒックの種類、測定対象設備、測定を行う日時等は各事業者が管理規程に自ら設定。

（ 年 月 日時点）

注 1 法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された事業用電気通信設備の通信容量に関する基本的考え方を添付すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（電気通信設備統括管理者の要件等）</p> <p>第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。</p> <p>一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 電気通信設備の設計、工事、維持若しくは運用に関する業務</p> <p>ロ イに掲げる業務を監督する業務</p> <p>二 前号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると総務大臣が認める者</p> <p>2) 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。</p> <p>（電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出）</p> <p>第二十九条の三 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した電気通信設備統括管理者選任又は解任届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p>	

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月

日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の電気通信設備統括管理者選任届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第〇〇〇号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

・各様式において「伝送路設備以外の電気通信設備」(赤字部分)が今回新たに追記をお願いする箇所になります。
・以下様式のうち、各事業者が該当する様式(登録事業者、届出事業者、認定事業者等の別)をご提出いただきます。

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第 9 条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

(1) 提供区域

(2) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（法第44条第1項の事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

- 4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。
- 5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。
- 6 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。
- 7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。
- 8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。なお、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項（第165条第1項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域

(1) 提供区域

(2) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（法第44条第1項の事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

- 3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。
- 4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。
- 5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。
- 6 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。
- 7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。
- 8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。なお、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信設備の概要届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

届出年月日及び届出番号

連絡先

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

伝送路設備以外の電気通信設備（法第44条第1項の事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1 設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

2 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。なお、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 基本的に、「様式第8 電気通信事業届出書」における「2 電気通信設備の概要」に倣った。
- 記載させる種類は、新たに技術基準適合維持義務等の対象となる事業者に「電気通信設備の概要」を提出させる趣旨が、当該義務の対象となる設備の概要を把握するためのものであることから、技術基準等の適用が異なる設備の単位である「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」等としたもの。

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外ものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 様式第1の1(1)の注に従い記載すること。

(2) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 様式第1の1(2)の注に従い記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 様式第1の1(3)の注に従い記載すること。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間			種類
始点	経由する区間	終点	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（法第44条第1項の事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

- 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府縣市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。
- 4 認定の申請に係る事業とそれ以外の事業において同一の都道府縣市町村に同じ種類の端末系伝送路設備を設置する場合は、これらが区別できるよう、記載すること。
- 5 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（都道府縣市町村名及び事業所の名称、国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）及び国内に設置する有線電気通信設備にあつては、始点から終点までの間で経由する都道府縣市町村字名等をすべて記載すること。
- 6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。
- 7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。
- 8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デ

デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。なお、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) 交換設備の設置場所

注 設置場所ごとに、その都道府縣市町村名及び事業所の名称を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同上第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外ものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 様式第1の1(1)の注に従い記載すること。

(2) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 様式第1の1(2)の注に従い記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 様式第1の1(3)の注に従い記載すること。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間			種類
始点	経由する区間	終点	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（法第44条第1項の事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

- 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。
- 4 認定の申請に係る事業とそれ以外の事業において同一の都道府県市町村に同じ種類の端末系伝送路設備を設置する場合は、これらが区別できるよう、記載すること。
- 5 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（都道府県市町村名及び事業所の名称、国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）及び国内に設置する有線電気通信設備にあつては、始点から終点までの間で経由する都道府県市町村字名等をすべて記載すること。
- 6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。
- 7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。
- 8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロト

コル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。なお、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) 交換設備の設置場所

注 設置場所ごとに、その都道府縣市町村名及び事業所の名称を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。